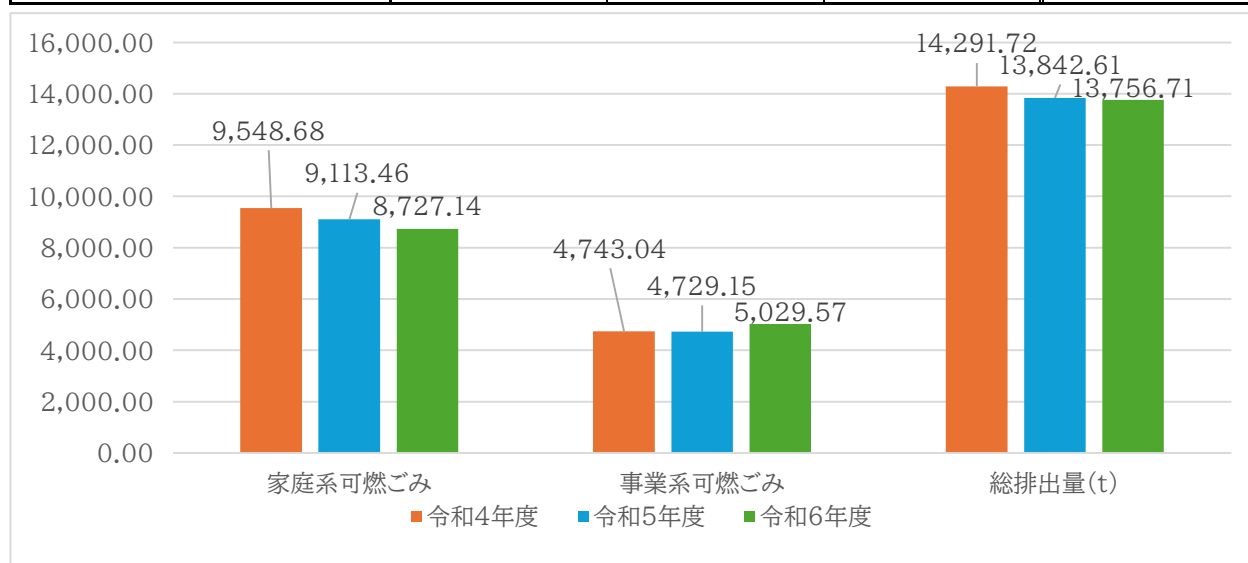


有料化後の可燃ごみの現状について

1 羽島市のごみの排出量

◆家庭系ごみ有料化後の可燃ごみ排出量の推移

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	平均
総排出量(t)	14,291.72	13,842.61	13,756.71	13,963.68
家庭系可燃ごみ	9,548.68	9,113.46	8,727.14	9,129.76
事業系可燃ごみ	4,743.04	4,729.15	5,029.57	4,833.92
事業系可燃ごみの割合	33.2%	34.2%	36.6%	34.7%
岐阜県平均	29.7%	30.8%	31.4%	30.6%



○家庭系可燃ごみは減少傾向にあり、令和 6 年度は令和 4 年度と比較して約9%減少している。

○事業系可燃ごみの排出量は、近年、増加傾向にある。

○羽島市のごみの排出量のうち、事業系可燃ごみが占める割合は 34.7%、岐阜県平均の 30.6%と比較すると 4.1 ポイント多い。

2 ごみ処理費用に対する手数料の受益者負担割合

◎現状のごみ処理手数料

・家庭系可燃ごみ : 36 円(大 45L)

※受益者負担割合は約 15%(羽島市家庭系ごみ有料化実施計画参照)

・事業系可燃ごみ : 110 円(10kg)

◆ごみ処理費用の現状

	排出量	ごみ処理費用 (収集費を除く)	ごみ処理 手数料収入	受益者 負担割合
事業系可燃ごみ	5,029.57t	217,424 千円	55,319 千円	25.4%

3 手数料の考え方

①廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 3 条第 1 項

「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」

環境省：「一般廃棄物処理有料化の手引き」から抜粋。

「廃棄物処理法上、事業系一般廃棄物については、排出事業者自らの責任において適正に処理することが義務付けられている。そのため、市町村において処理する場合でも、廃棄物の処理に係る原価相当徴収することが望ましい。」

②事業系可燃ごみは、ごみ処理費用に対する手数料の負担割合は 25.4%となっており、事業活動に対する適正な受益者負担を求めることが必要と考えられる。

③周辺自治体の処理手数料の均衡、中小事業者、地域産業支援などを考慮しつつ、事業系可燃ごみの排出事業者の「受益者負担の適正化」及び「ごみ減量化」を図ることが必要と考えられる。

◆【参考】県内他市町の処理手数料

市町		ごみ処理手数料	備考
岐阜羽島 衛生施設 組合	岐阜市	100 円(10kg)	令和 8 年 10 月～(予定)
	岐南町	200 円(10kg)	令和 8 年 4 月～
	笠松町	110 円(10kg)	
南濃衛生施設利用事務組合 (海津市、養老町、関ヶ原町) 中濃地域広域事務組合(関市、美濃市)		200 円(10kg)	
多治見市		160 円(10kg)	令和 7 年 4 月 1 日改定
各務原市、瑞浪市、郡上市		110 円(10kg)	
西濃環境整備組合(大垣市、瑞穂市、 本巣市、神戸町、輪之内町、安八町、 揖斐川町、大野町、池田町、北方町)、 中津川市、垂井町		100 円(10kg)	
飛騨市		70 円(10kg)	
土岐市		60 円(10kg)	